

**広島県公安委員会公告第77号**

令和2年1月16日付け広島県公安委員会公告第7号で公表した、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会のうち、次の講習会の開催を中止する。

令和2年4月30日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

講 習 会	日 程	場 所
初心者猟銃等講習会	令和2年6月21日（日）	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター
	令和2年8月11日（火）	広島市中区基町9番42号 広島県警察本部（県庁東館）